



対内直接投資等に関する 事前届出件数等について (令和2年度/2020年度版)

令和3年7月

財務省国際局調査課投資企画審査室

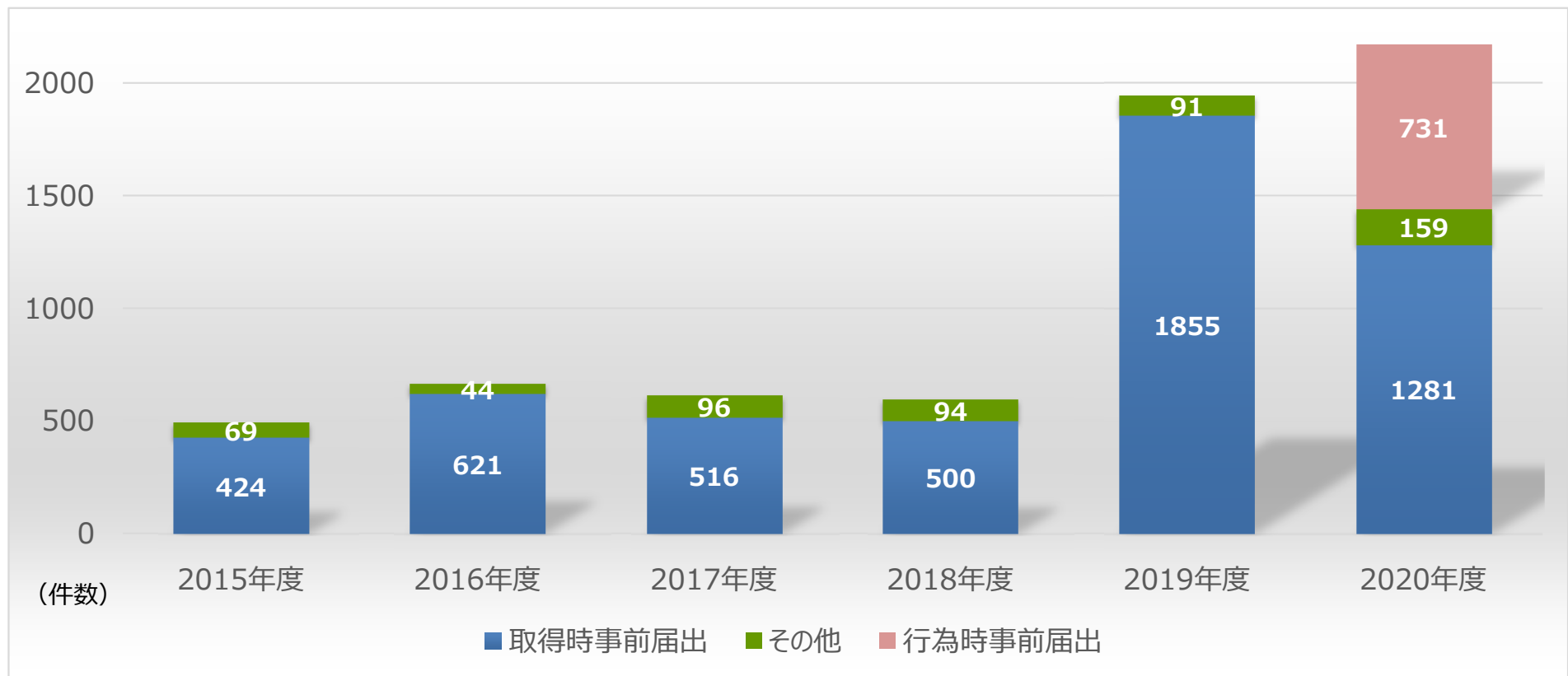
MINISTRY OF
FINANCE



事前届出件数の推移

- 外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正（2020年6月完全適用）により、上場会社の株式取得に係る事前届出の閾値を引き下げる（10%→1%）とともに、役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止等に事前届出（行為時事前届出）を導入し、事前届出の対象を拡大。
- 他方、事前届出免除制度の導入により問題のない投資については事前届出が不要となり、事後報告に流れたこと、組合形態による投資の届出義務の適正化を行ったこと等に伴い、2020年度通期（2020年4月～2021年3月）の届出件数は、2019年度と比較して、新たに加わった行為時事前届出（731件）を加味すると全体で225件増加（約1割増）となった。（合計:2,171件）

（注）2020年度における事前届出免除制度利用者の事後報告は987件

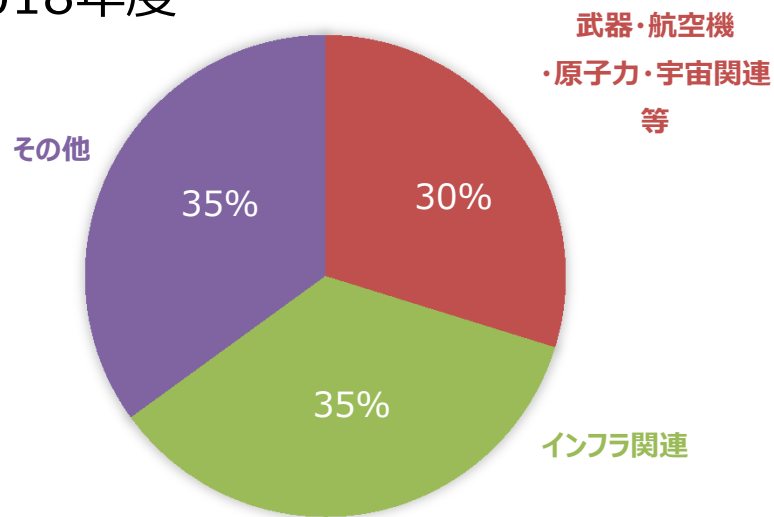


※ その他：事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使に係る届出

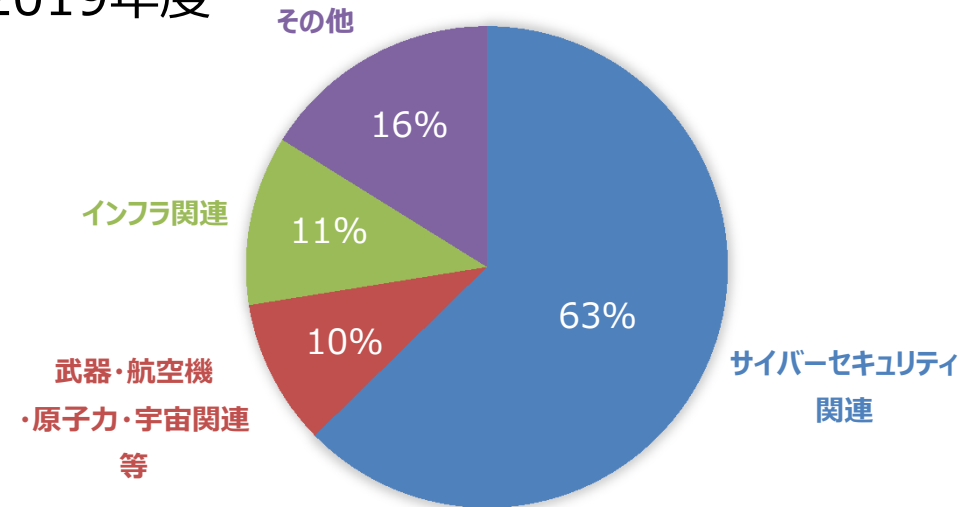
業種別の取得時事前届出

- 2018年度までは武器等、インフラ、その他がそれぞれ3割程度を占めていたが、2020年度は、2019年8月に指定業種に追加されたサイバーセキュリティ関連業種（情報処理サービス業、ソフトウェア業、集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業等）が66%を占めた。

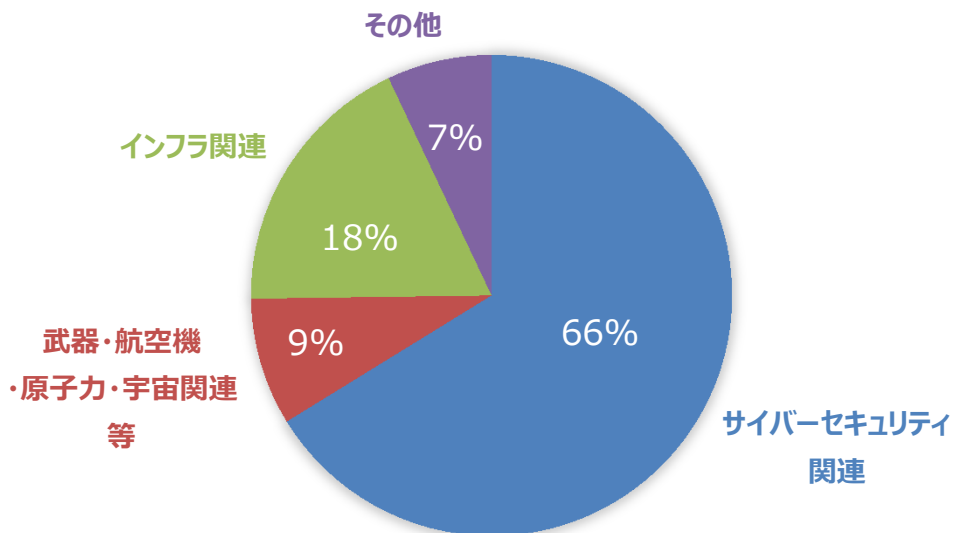
2018年度



2019年度



2020年度



(参考) 外為法上の指定業種の概要

- | | |
|------------------|--------------------|
| ▶ サイバーセキュリティ関連 | ▶ 石油業 |
| ▶ 武器 | ▶ 熱供給業 |
| ▶ 航空機 | ▶ 放送業 |
| ▶ 原子力 | ▶ 旅客運送 |
| ▶ 宇宙関連 | ▶ 警備業 |
| ▶ 軍事転用可能な汎用品の製造業 | ▶ 農林水産業 |
| ▶ 電力業 | ▶ 皮革関連 |
| ▶ ガス業 | ▶ 航空運輸 |
| ▶ 通信業 | ▶ 海運 |
| ▶ 上水道 | ▶ 感染症に対する医薬品に係る製造業 |
| ▶ 鉄道業 | ▶ 高度管理医療機器に係る製造業 |
| | ▶ *2020年7月に追加 |

(参考) 業種別の事前届出件数

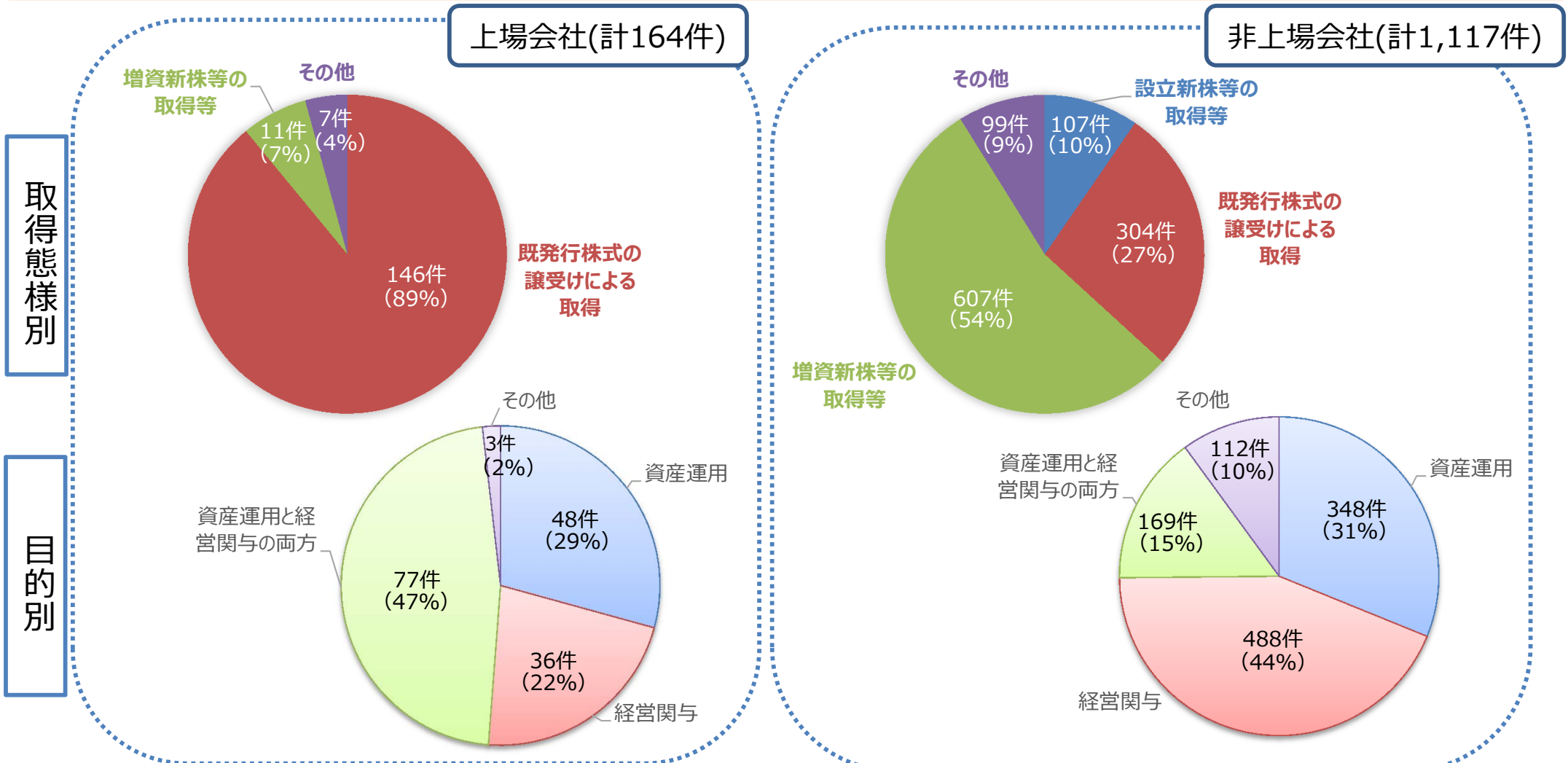
届出対象業種	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
武器等の製造業等 (軍事転用可能な汎用品等を含む)	127	149	171	233	188	165
航空機の製造業等	0	6	2	19	23	22
原子炉・核燃料物質等の製造業等	0	0	2	12	10	4
宇宙関連等の製造業等	0	2	3	15	16	16
サイバーセキュリティ関連業種	-	-	-	-	1,457	1,599
電力・ガス、熱供給事業	285	437	395	318	235	386
情報通信事業	29	17	18	14	-	-
放送事業	0	0	2	7	2	11
上水道業	2	2	5	3	6	3
鉄道業	3	1	1	3	2	1
旅客運送業	6	23	9	0	0	0
生物学的製剤製造業 (医薬品・医療機器を含む)	20	28	14	19	34	76
警備業	47	57	44	40	77	21
農林水産業	31	64	76	94	96	53
石油業	56	61	53	49	46	38
皮革製品製造業	19	35	31	10	29	2
航空運輸業	20	24	33	31	11	7
海運業	21	39	33	36	31	11
届出件数	493	665	612	594	1,946	2,171
業種別件数合計	666	945	892	903	2,263	2,415

(注1) 複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出

(注2) 事前届出件数は取得時事前届出、行為時事前届出、事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使に係る届出の合計

取得態様・目的別の取得時事前届出件数

- 上場会社164件に対し、非上場会社は1,117件となっており届出件数は非上場会社の方が多い。
- 上場会社に係る株式取得の態様は、市場での取得を含む既発行株式の譲受けによる取得が約9割であって最も多いのに対し、非上場会社は、増資新株等の取得等が最も多い。後者は、自ら設立した会社の増資やスタートアップ投資に伴う増資の引受け等が含まれていることがその理由。また、目的別の届出件数について、非上場会社に係る株式取得は、上場会社に比し、経営関与のみを目的とする届出の割合が高い。



(注) 目的別の「その他」は新株予約権の行使、吸収合併の対価としての取得、自己株式の取得等

国籍別の取得時事前届出件数

- 取得時事前届出（株式等の取得）は、日本を除けば、上場・非上場ともに米国と英領ケイマンが多い。
- 日本からの届出が多い理由は、外為法上、非居住者である個人又は外国法人に議決権を50%以上保有されている日本の会社又は会社法上の「子会社」を通じて50%以上保有されている限り、全て外国投資家として取り扱われているため。日本からの届出については、最終親会社等を見ても日本の場合も多いが、英領ケイマン、米国などの場合も多い。

国籍別の事前届出件数（株式取得）

	上場会社	非上場会社
日本	43	365
米国	60	178
英領ケイマン	18	151
シンガポール	17	69
台湾	0	79
香港	1	40
オランダ	0	37
英国	4	21
ドイツ	0	21
英領バージン	4	15
中国	0	17
カナダ	10	4
インド	0	13
韓国	2	11
その他	5	96
計	164	1117

届出者の国籍等が「日本」の場合の最終親会社等の国籍別届出件数

	上場会社	非上場会社
日本	31	157
米国	1	59
英領ケイマン	2	46
韓国	8	25
ドイツ		21
シンガポール		20
オーストラリア		6
カナダ		6
その他	1	25
計	43	365

(注) 外為法改正時に、届出者の「最終親会社等」を事前届出書に記載することを求める様式の改正を実施。